

令和2年 第6回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和2年6月24日（水） 14時30分～
- 2 招集場所 佐々町役場 別館2階会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、朏委員、十時委員、山之内委員、寺崎委員
- 4 事務局出席者 水本次長、貞松指導主事、落合次長補佐、鮎川係長
- 5 会議録署名委員の指名 十時 嘉代子 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和2年 第1回臨時教育委員会（5/21）
令和2年 第5回定例教育委員会（5/28）
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第18号 佐々町教育振興基本計画の改正について
議案第19号 佐々町立学校におけるハラスメントの防止等に関する
要綱等の一部改正について
- 9 報告事項
 - (1) 6月議会定例会の報告について
 - (2) 新型コロナウイルスへの対応について
 - (3) 高校入試制度の変更について
 - (4) 中体連の日程について
 - (5) 「学びの保障」について
 - (6) 千本公園プールの使用について
 - (7) 名義後援について
 - (8) 準要保護の6月認定について
 - (9) 行事関係報告について
 - (10) その他
 - ・3校共同研究会総会について
 - ・学校訪問について
- 10 その他
 - (1) 次回開催日程 令和2年7月29日（水） 14時30分～
 - (2) 場 所 佐々町役場 別館2階会議室
 - (3) そ の 他

〈審議の経過（要約）〉

教育長	ただ今から、令和2年第6回定例教育委員会を開催します。
教育長	<p>5 会議録署名委員の指名</p> <p>本日の会議録署名委員を指名します。十時 嘉代子委員にお願いします。</p>
教育長	<p>6 前回の会議録の承認</p> <p>「令和2年第1回臨時教育委員会会議録」、前回の「令和2年第5回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(資料により説明)
教育長	<p>今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	<p>7 教育長報告事項</p> <p>次に教育長報告に入ります。</p>
教育長	<p>(1)教育委員会の主な行動 (資料により説明)</p>
教育長	<p>(2)町内校長会指導事項等 【指導事項】 ○新型コロナウイルス感染症の対応について 授業時数の確保については、先の教育委員会でご報告したところでございますけれど、夏季休暇の短縮と土曜授業等で時数を確保していくこうと思っています。 「余裕を持って」というご指摘もあったわけですけれど、学校行事の精選を行つたことと木曜日の6校時授業を1学期中続けるということで、その分が余裕時数となります。 また、授業の工夫をということで、どうしても対話的な活動が難しいという状況がございますけれど、そういった中で対話をどう仕組むか、書くこと、伝えること等の工夫をお願いしたいという話をしました。 さらに、文科省の「学びの保障」について指導しました。この内容については、前回の定例教育委員会の中でご報告したことですので、割愛させていただきたいと思います。</p>
	<p>第2波が来た場合には、学校行事等の中止・延期の想定をしておいてほしい。やむを得ず、思い切って中止とか延期ということもあり得るだろうということで、話</p>

教育長	<p>をしたところです。</p> <p>教育委員会主管会議等については、少年スポーツ大会は中止、小中学校・警察等連絡会、非行防止対策会議は7月16日に予定しています。不登校支援対策会議が7月17日、それから要保護児童対策地域協議会については、未定でございます。</p> <p>通学路安全推進会議については、通学路安全プランからすると、本年度は保護者に危険箇所等をアンケートでお聞きして、それを集約して見回るということになっていますが、夏季休業期間が短く、かなり負担が大きいだろうということで、保護者アンケートは、来年度に延期をする。ただ、保護者等からの指摘については役員会、もしくは地区別懇談会等で聞いてほしいという話をしました。</p> <p>○授業改善を視点としたG I G Aスクール構想</p> <p>1人1台タブレットということになると、かなり授業も変わってくるのではないかと思っています。県教委が作ったG I G Aスクール構想の図がございますけど、学びの深化、学びの転換というところで、随分と変わってくるのではないかと思っています。ミライシード、これはベネッセコーポレーションが開発したソフトですけれど、本町小学校にはこのソフトが入っています。1人1台タブレットを使った場合に、このソフトのムーブノートに自分の意見等を書き込んで、そして送信することで全体で共有できるような授業になってくる。また、ドリルパークに進めば、早く進む子どもはどんどん進んでいくし、どこかでつまずいた子どもは、遡って学習することもできます。個人的に学習を進めるということが可能になると思っています。いずれにしろ、教職員の研修の充実について、まだ始まったばかりでございますが、機会があればぜひとも行ってほしいという話をしたところです。</p> <p>【気になっていること】</p> <p>○学校関連工事の実施</p> <p>小学校体育館天井改修工事を夏休みから始め、夏休みが終わって2学期にかかるぐらい、中学校トイレ改修工事も同じです。中学校部室については、秋口に実施しようと思っています。</p> <p>○健康診断の実施</p> <p>前回の定例教育委員会では、校医とよく相談をしてということでございましたけれど、養護部会で確認したところ、全校6月中には終了したということでした。歯科健診も含めて終わったということなので、一応安堵したところです。</p> <p>以上、私からの報告でございます。</p> <p>何かご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>
教育長	<p><u>8 案件</u></p> <p>議案第18号 佐々町教育振興基本計画の改正について (資料により説明)</p>
教育委員	<p>内容は同じことですよね。</p>

教育長	そうですね。読み替えてするということもできないことはないけれど、かえって混乱のもとになるだろうということで、きっちりてしまおうということです。 それでは、ご承認いただけるでしょうか。
	(「異議なし」の声あり。)
事務局	議案第19号 佐々町立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱等の一部改正について (資料により説明)
教育委員	この要綱の効力というのは、例えば起きた場合に、この要綱をつくったことでどういう効力があるのですか。
事務局	要綱のところにもあると思うんですけども、改正後朱書きという資料を見ていたいたら、第3条の「監督者の責務」のところに、校長等管理監督者を置くとなつており、被害者がハラスメントを受けたときに、監督者に相談するということになっております。また、苦情相談記録表に記録していくことになっておりますので、各学校には周知しているんですけども、平成29年度からそういう運営を行っています。それから、ハラスメントを起こさないということが前提ではございますけども、起こった場合についての対応は、指針に基づいて進めていきたいと思います。
教育長	最終的には不適切な言動ということになりますので、その内容によっては処分ということになってくると思います。この要綱については、そういうことがないようないいとこで、ハラスメントの防止ということになっています。
教育委員	保護者から先生への場合もこれに当てはまるということですよね。この文章を読んでいたら、保護者に対する先生のことだったり考えられますが。
教育長	ちょっと難しいところがあると思いますが、いずれにしろ、要綱の第2条、誰からということはないわけですけれど、職員間と捉えるのが一般的だらうと思っています。例えば3の括弧、パワーハラスメント、職務上の地位とか人間関係の優位性とかいう形ですから、学校という組織の中におけるという捉え方になると思います。だから保護者からということになれば、これは刑事罰といいますか、むしろ法的な問題になると考えます。
教育委員	訴訟になるような事案ということですね。
教育長	はい。例えば、役場の窓口で暴言を吐くとかいうことは刑事罰の対象ですね。これは、組織内における要綱だと受け止めていただければと思います。

教育委員	分かりました。
教育委員	学校の組織の中でとおっしゃるんだったら、一番最初の目的のところに生徒及び保護者等の人権の尊重と書いてあると、保護者も含まれるんだなと、私は読みながらそう思ったんですけど、そうではないのであれば、どのように解釈すればいいのでしょうか。
教育長	要綱の第4条ですが、「職員が」という解釈をしています。保護者から職員ではなくて、職員が職員、児童生徒及び保護者と考えます。
教育委員	「教職員が」ということですね。
教育長	はい。
教育委員	学校が保護者に対してハラスメントを行う場合もでしょうか。
事務局	学校に関連する全ての方に対するハラスメントを起こした場合にということです。
教育委員	この学校組織内のことですよね。
教育長	そうですね。例えば、教員が子どもに対してセクハラをするとか、そちちの規定だと思います。また、保護者に対してセクハラをするとか、そういったところに対してのことです。
教育委員	具体的に言うと、学校における職員のハラスメント防止の意味があるんですか。職員が行うハラスメントの防止ということになるわけですか。
教育長	そういうことになります。
教育委員	だから、職員が児童とか保護者とかそういう人に対してハラスメントをやつてはいけないということですね。
教育委員	それで第7条の3の相談員の責務として、もしあった場合は、教育長に報告するものとなっているんですよね。
教育長	私に報告が上がってきたところで、処分事案なのかどうかを判断します。当然、県教委等と協議しながらということが出てくると思います。
教育委員	こういう事案のときは、やはり相談される方もある程度、勇気が要るというか、プライバシーというか、その辺を確実に守れるでしょうか。多少書いてあるけども、

教育委員	やはり相談を受ける側が、ハラスメントの調査結果をまとめて教育長まで行きますとなったときに、どこかで被害者のプライバシーが守られないんじゃないだろうかという不安から、相談できないということもあるのではないかと思うので、その辺の書き方が「プライバシーは守るものとする」となっていても、相談をする側になったときに不安があるのではないかという気がします。
事務局	指針の中にあるんですが、「苦情相談を受ける際の基本的な心構え」に、「プライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること」と具体的に書いてあるんです。苦情相談があった場合の対応については、こういったことをしていきなさいという指針が載っておりますので、最善の解決策を迅速に行うということが第一でございます。迅速な対応の中で、プライバシー、名誉、人権を尊重しながら、知り得た情報は秘密ということで、監督者は個人の人権を尊重しながら対応していくことになっています。
教育委員	分かりました。
教育長	各学校では、職員の中に窓口を作っています。各学校の窓口は、その学校によるでしょうけれども、相談のしやすい女性の先生方に大体お願いしています。 いずれにしろ、確かに相談しにくい、見えない中でというのが非常に困る事案になることがあるのかもしれません。だけど、思い切って相談しないと解決しないというのも事実だろうと思います。なるべく相談しやすい環境を作っていくかなければならないと思っています。
事務局	今回の改正の中には、注意すべき言動例が追加されましたので、少しづつ対応が強化されていくような要綱になってきていると思います。
教育長	議案第19号については、ご承認いただけますでしょうか。 (「異議なし」の声あり。)
9 報告事項	
教育長	(1)6月議会定例会の報告について (口頭で説明)
教育委員	給食センターは、北部グラウンドでの建設は断念したということですか。
教育長	北部グラウンドではなく、別地を探すということになると思います。
教育長	(2)新型コロナウィルスへの対応について (資料により説明)

教育長	就学援助の認定基準については、この「認定に関する内規」で運用していくこうと思っていまして、ここで教育委員さん方のご理解を得られれば、明日から適用するということにして、なるだけ早く、分かりやすい形で全保護者に学校を通じて配付したいと思っています。
教育委員	今は緊急事態だから、いろいろ難しいので、臨機応変な対応が要るのかなと思うたりします。
教育長	やはり、公正公平に判断しながら、心情的には、少しでもお困りの方の役に立てばということで考えていきたいと思っています。 それでは、6月25日から適用ということでやっていきたいと思います。
教育長	(3)高校入試制度の変更について (資料により説明)
教育委員	今まで何となく聞いていたんですが、初めてこの内容が分かったんですけど、保護者の方は理解されているのかがちょっと気になります。
教育長	今、私が使った資料は、中学校3年生の保護者宛てのチラシだと思います。しばらく学校休業が続いたので、まだかもしれません。
教育委員	どこを受験するにも、何となく分かっているようで分からない感じです。
教育長	入試の内容が具体的に、作文とか、定員枠が何%ということが公表されて、1月にはならないと思います。いずれにしても説明していかなければなりません。子どもたちが理解できているかどうか、学校に確認します。
教育委員	そうですね。これは一番大事なことですから。
教育長	分かりました。委員さんのほうからも高校入試制度の改善点について、関心を高めていただければと思います。
教育委員	そうですね。
教育長	(4)中体連の日程について (資料により説明)
教育長	(5)「学びの保障」について (資料により説明)

教育委員	この最終学年という優先順位は、学校なのか、それとも文科省が大まかに優先順位をつけてくるんでしょうか。
教育長	優先順位といいますか、教科書を使用する際に、この単元のここの部分はカットしていいですよということです。
教育委員	その指示は文科省が行うのですか。
教育長	教科書会社の協力を得て文科省が例示しています。現在は、全教科書について、小学校6年生と中学校3年生について示されています。 また、再流行がないことを願いながら、また何かありましたらお知恵を拝借したいと思っています。
事務局	(6)千本公園プールの使用について (口頭で説明)
事務局	新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、令和2年度は、千本公園プールの使用中止を決定しましたので報告します。町民の方々に対して、町ホームページに掲載し、周知します。
事務局	(7)名義後援について 2件分について報告。
事務局	(8)準要保護の6月認定について 1件分について報告。
事務局	(9)行事関係報告について 主な教育委員会行事の6月実績および7月予定について報告。
事務局	(10)その他 ・3校共同研究会総会について ・学校訪問について
	(16時24分 閉会)
	上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年6月24日

教育長 黒川 雅寿

委員 十時嘉代子